

令和5年度

安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業

～実用化のための製品・技術の開発・改良から普及促進まで～

【募集要項】

○申請書の入手方法

下記の URL より申請書をダウンロードしてください。

◆安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業 事業ページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/anzen-anshin.html>



○申請書類の提出方法

申請は、国が提供する電子申請システム「Jグランツ」にて受け付けます。

※Jグランツを利用するには、「GビズIDプライムアカウント」の発行が必要です。

国の審査によりID発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。

必要書類を全て揃えた後、上記事業ページよりJグランツの公社指定の申請フォームからアップロードしてください。

○申請前エントリー期間

令和5年4月10日（月）～6月28日（水）

○申請受付期間

令和5年6月29日（木）～7月7日（金）



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

企画管理部 助成課 安全・安心事業事務局

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル4階

TEL：03-3251-7894・7895

e-mail：anzen-anshin-josei@tokyo-kosha.or.jp

URL：<https://www.tokyo-kosha.or.jp/>

【目次】

1	目的	2
2	助成内容	2
3	助成対象事業	3
4	申請要件	5
5	助成対象経費	8
6	申請から交付決定までの流れ	15
7	申請方法	17
8	審査	19
9	交付決定	20
10	交付決定後の流れ	20
11	助成事業の経理	21
12	報告書類	22
13	事業計画の変更・中止	27
14	事業の完了（達成目標の達成）	27
15	事業完了後の注意事項	28
16	助成金交付決定の取消し及び助成金の返還	30
補足	人件費単価一覧表	31
補足	日本標準産業分類表	32
補足	よくあるご質問	33

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

- (1) 目的 ア 当会社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
- (2) 項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- (3) 手段 電子データ、プリントアウトした用紙 ※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp/>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

1 目的

本助成事業は、都内の中小企業者等に対して、「安全・安心」をテーマとする製品や技術（以下、「技術・製品等」という。）の開発・改良及び普及促進に係る経費の一部を助成することにより、安全・安心な東京を実現するとともに、東京の産業の活性化を図ることを目的としています。

2 助成内容

本助成事業は、自社の技術・製品等の開発・改良を通じて実用化を目指す「開発・改良フェーズ」と、実用化した製品等（以下「実用化製品等」という。）を普及させる「普及促進フェーズ」から構成されており、それぞれの助成内容は以下のとおりです。

（1）開発・改良フェーズ

概要	東京の安全・安心をテーマとする開発・改良を通じて、優れた技術・製品等を実用化するために要する経費の一部を助成
助成限度額	1,500万円
助成率	助成対象経費の2/3以内（☞8頁 5「助成対象経費」）
助成対象経費	開発・改良・実用化に要する経費助成 (1) 原材料・副資材費 (2) 機械装置・工具器具費 (3) 委託費 (4) 産業財産権出願・導入費 (5) 直接人件費
助成対象期間	令和5年11月1日から最長令和7年7月31日（1年9か月以内）
備考	・本フェーズのみの申請が可能です。 ・上記対象期間内に申請書「達成目標」を満たす成果物の完成が助成条件となります。

（2）普及促進フェーズ

概要	実用化製品等の普及に要する経費の一部を助成
助成限度額	350万円 ① 先導的ユーザーへの導入費用助成 200万円上限 特例あり 300万円上限（☞12頁(2)①「先導的ユーザーへの導入費用助成」） ② 展示会出展・広告費助成 150万円上限 特例あり 250万円上限（☞13頁②「展示会出展・広告費助成」）
助成率	助成対象経費の1/2以内
助成対象経費	① 先導的ユーザーへの導入費用助成 (6) 原材料・副資材費 (7) 機械装置・工具器具費 (8) 委託費 (9) 直接人件費 ② 展示会出展・広告費助成 (10) 展示会出展費 (11) 広告費
助成対象期間	開発・改良フェーズの完了検査日の翌日から起算して1年以内、又は令和8年7月31日のうち、いずれか早く到来する日

備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は任意です。 ・本フェーズのみの申請はできません。 ・先導的ユーザーとは、当該ユーザーへ導入することが、対外的な評価や信頼性の向上に繋がり、以後の普及に好影響を与えることが想定されるユーザー、又は先行導入が期待できるユーザーのことをいいます。 ・先導的ユーザーへの導入費用助成の経費は、実用化製品等を当該ユーザーへ導入するために必要な製作及びカスタマイズに要する経費となります。(P13頁(2)①「先導的ユーザーへの導入費用助成」【注意事項】)
--------	--

3 助成対象事業

(1) 助成対象となる事業

次のア～エを全て満たすこと。

- ア 「安全・安心」をテーマとする事業
- イ 具体的な計画及び技術的な開発要素がある事業
- ウ 実用化製品等の製造及び販売の権利が申請者に帰属する事業
- エ 市場での販売（実用化）を行う等、広く普及することを目的としている事業

(2) 「安全・安心」に関する申請対象分野

申請テーマが以下の①～⑲のいずれかに該当すること（複数該当可）。

対象分野	申請テーマ
ア 防災・減災	① 地震・津波・火山対策
	② 防火・大規模火災対策
	③ 避難・救助・救急医療
	④ 備蓄品・非常食
	⑤ 重要インフラの機能維持
	⑥ 災害対策ロボット・ドローン
	⑦ フェーズフリー※
	⑧ その他災害対策
イ 事業リスク対策	⑨ BCP／BCM 策定運用
	⑩ 環境リスク対策
	⑪ 害獣・害虫対策
	⑫ その他リスク対策
ウ 感染症対策	⑬ 飛沫感染予防
	⑭ 殺菌・検査装置
	⑮ 非接触技術
	⑯ その他感染症対策
エ セキュリティ	⑰ 監視・警戒システム／カメラ
	⑱ 検知・検査・分析・映像解析

	⑱ 入退室管理・認証システム
	⑳ 防犯対策・盗難対策
	㉑ 警備サービス・特殊警備
	㉒ 情報セキュリティ
	㉓ その他セキュリティ対策
オ 子供の安全対策	㉔ 窒息・誤飲事故対策
	㉕ 転落・転倒事故対策
	㉖ 水回りの事故対策
	㉗ その他子供の安全対策

※「フェーズフリー」とは、身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立てることができるという考え方をいう。

(3) 助成対象とならない事業の例

- ア 実用化後の技術・製品等の具体的な販売予定がなく、研究開発のみを目的としているもの
- イ 他社（自社の親会社・子会社を含む）が開発した技術・製品等の実用化を目的としているもの（ただし、基準日時点で製造・販売権を承継している部分を除く）
- ウ 開発・改良フェーズの完了前の販売を目的としているもの
- エ 開業、運転資金など開発・改良以外の経費の助成を目的としているもの
- オ 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としているもの
- カ 開発・改良した成果物（試作品）自体の販売を目的としているもの
- キ 開発・改良の主要な部分が自社開発ではないもの
- ク 開発・改良の全部又は大部分を外注（委託）しているもの
- ケ 量産化段階にある技術や既に事業化され収益を上げているもの
- コ 既製品の模倣に過ぎないもの
- サ 技術的な開発・改良要素がないもの
- シ 申請時において開発・改良が概ね終了しているもの
- ス 開発・改良フェーズ期間内に、開発・改良の完了が見込めないもの
- セ 開発・改良が特定の顧客（法人・個人）向けで、汎用性のないもの
- ソ 公序良俗に反する事業など、事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

(4) 助成事業における主な留意事項

- ア 助成事業の完了は、達成目標を達成することが条件になります。
- イ 最終成果物（試作品）は、助成対象期間内に完成することが必要です。完了検査で確認します。
- ウ 最終成果物（試作品）の数量は、達成目標を達成できる必要最小限の数量とします（事業終了後一定期間の保存義務があります）。
- エ 経費関係書類は、支払が確認できる書類（請求書、振込控等）のほか、その履行が確認できる資料（納品書、仕様書、設計書・図面、完了報告書等）の提出が必要です。

- オ 海外で発行する経理関係書類やその他文書については、日本語訳の添付が必要です。
- カ 助成事業の成果に基づく事業化（販売開始）は、開発・改良フェーズの完了後（完了検査の翌日）から開始してください。
- キ 助成対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合や、達成目標を達成する見込みがないと公社が判断した場合には、助成対象期間内であっても打ち切ることがあります。

4 申請要件

申請にあたっては、次の（１）～（４）の全ての要件満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成期間が完了する場合はその完了時）まで申請要件を引き続き満たす必要があります。

（１）次のア～ウのいずれかに該当するもの

- ア 中小企業者※¹（会社及び個人事業者）
- イ 中小企業団体等※²
- ウ 複数の企業等で構成される中小企業グループ（共同申請）※³

※¹ 「中小企業者」とは、以下に該当するものをいう。

・業種名は日本標準産業分類に基づく。

業 種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下又は 300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は 900人以下
卸売業	1億円以下又は 100人以下
サービス業（下記以下）	5千万円以下又は 100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は 300人以下
旅館業	5千万円以下又は 200人以下
小売業	5千万円以下又は 50人以下

・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類	
情報通信業	放送業	全て	
	映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
		映像情報制作・配給業	
		音声情報制作業	
		広告制作業	
	映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業		

※² 「中小企業団体等」とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）

又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に実質的な事業所を有する中小企業であるものをいう。

※3「中小企業グループ（共同申請）」とは、本助成事業の申請要件を満たす東京都内の複数の中小企業者等で構成するグループをいい、次の要件を全て満たすものをいう。

- ・ 代表企業を設定し当該代表企業はグループを代表して申請書を提出すること、また、完了後は助成金を受領し共同申請企業に配賦すること
- ・ 代表企業は、共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負うこと
- ・ グループ構成企業等の役職員が代表企業の役職員を兼務していないこと
- ・ グループ構成企業間において資本の出資関係がないこと
- ・ 代表企業は、交付決定後、グループ構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること

(2) 組織形態が次のア～ウのいずれかに該当し、それぞれ（ア）～（ウ）の条件を満たすもの

ア 法人の場合

- (ア) 基準日※¹現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があること
- (イ) 基準日現在で、東京都内事業所で実質的に1年以上事業を行っている※²こと
- (ウ) 助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であること

イ 個人事業者の場合

- (ア) 基準日※¹現在で、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控え（受付印又は受信通知のあるもの）により、都内所在地等が確認できること
- (イ) 基準日現在で、東京都内事業所で実質的に1年以上事業を行っている※²こと
- (ウ) 助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であること

※1 基準日は令和5年7月1日を指します。

※2 実質的に事業を行っているとは

都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や開業届に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(3) 助成事業の実施場所は、次のア～ウのいずれにも該当していること

ア 自社の事業所、工場等であること（賃借の場合を含む）

イ 原則として東京都内であること

ウ 申請書記載の購入予定の物品、開発人員、当該助成事業における成果物等が確認できること

※購入した物品等について、実施場所に設置・保管されていることが確認できない場合は、助成対象外となります。

※実施場所が、申請書記載の住所と異なることが判明した場合、採択後であっても取消となる場合があります。

(4) 次のア～スの全てに該当するもの

- ア 同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと、また、採択された後においても受けないこと。
- イ 本助成事業の同一年度の申請は、一企業につき一件であること。
- ウ 同一テーマ・内容で公社が実施する助成事業（他の事業を含む）に申請していないこと。ただし、過去に本事業及びその他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。
- エ 事業税等を滞納（分納）していないこと。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出できること。
- オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- カ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- キ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- ク 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ケ 助成事業の実施にあたって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- コ 「東京都暴力団排除条例」（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。
- サ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- シ 申請に必要な書類を全て提出できること。
- ス その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

5 助成対象経費

助成対象経費は、以下の条件に適合する経費であり、9頁の「助成対象経費一覧」に掲げるものです。

- ・助成対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限であること
 - ・助成対象期間内に発注または契約、取得、支払いが完了していること
 - ・助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費
- ※通常業務・取引と混合して支払いを行わないでください。やむを得ず混合して支払った場合は、その金額の根拠が確認できる書類とその計算内容を記した資料が必要になります。
- ・助成対象経費で得た財産の所有権（ソフトウェアの場合は著作権）が助成事業者に帰属すること

<助成対象経費とならない場合の例>

- ア 助成事業に直接関係のない物品の購入、委託等の経費（完了時点で未使用の購入原材料等を含む）
 - イ 帳票類が不備の経費（見積書、契約書（発注書・発注請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等が確認できない場合）
 - ウ 事前に公社の承認が必要な場合で承認を得ずに変更等（申請書に記載されていないものを購入等）を行った場合の経費
 - エ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
 - オ 他社発行の手形や小切手等により支払いが行われている経費（原則振込払い）
 - カ 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
 - キ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引
 - ク 中小企業グループによる共同申請の場合の、共同申請者間での取引に要する経費
 - ケ 間接経費（消費税、振込手数料、通信費、光熱費等）
 - コ 建物附帯設備とその工事に係る経費
 - サ 資料収集業務、調査業務、会議費、消耗品等の事務的経費
 - シ 一般的な市場価格又は開発・改良の内容に対して著しく高額な経費
 - ス 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
 - セ 発注又は契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に済んでいない経費
- ※その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

助成対象経費一覧

(1) 開発・改良フェーズ

経費区分	内 容
原材料・副資材費	<p>技術・製品等の構成部分、開発・改良の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費</p> <p>[例：鋼材、機械部品、電機部品、化学薬品、試験用部品等]</p> <p>【注意事項】</p> <p>ア 助成事業の成果物として構成又は組み込まれる部品等は、本区分に計上してください。ただし、<u>組み込まれる部品等の製作を外部委託する場合は、委託費に計上</u>してください。</p> <p>イ 購入する原材料等の数量は助成事業中に使い切る必要最小限にしてください。助成事業終了時点での未使用品は助成対象となりません。開発・改良中に生じた仕損じ品やテストピース等を助成対象経費として計上する場合は、保管しておく必要があります。</p> <p>ウ 残量や使用履歴がわかる書類（受払簿）を作成し、購入する原材料等を適切に管理してください。消滅等により原材料が後に確認できない場合は、使用状況に合わせて写真を撮影しておいてください。</p> <p>エ <u>自社専用仕様の特注部品を使用する場合は、委託費となります。</u></p>
機械装置・工具器具費	<p>技術・製品等の開発・改良の実施に直接使用する機械装置・工具器具の購入、リース、レンタル、据付に要する経費</p> <p>[例：試作品を製作するための試作金型、計測機械、測定装置、サーバ、ソフトウェア、クラウドサービス利用料等]</p> <p>【注意事項】</p> <p>ア 1件あたり単価が税抜100万円以上の購入品については、原則2者以上の見積書（単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの）が必要です（市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等の添付でも可）。 ※ 1件あたり単価が税抜100万円未満の場合は申請時に見積不要</p> <p>イ <u>試作金型に係る費用は、委託費ではなく本経費に含めてください。</u></p> <p>ウ 機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合、助成対象期間内に賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。</p> <p>エ 割賦により調達した場合は全ての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。</p> <p>助成対象とならない経費の例</p> <p>ア リース、レンタルについて、助成対象期間外に係る経費</p> <p>イ 中古品の購入、自家用機械類の改良、修繕等に係る経費</p> <p>ウ 自社以外に設置する機械装置・工具器具類に係る経費</p> <p>エ 汎用性が高く、使用目的が本助成事業の遂行に必要なものと特定できない経費（例：パソコン、デジタルカメラ等）</p>

経費区分	内 容
委託費	<p>1 自社内で直接実施することができないものについて、外部事業者等（大学・試験研究機関を含む）へ委託する場合に要する経費 [例：機械加工、設計委託、試験評価、検査・実験委託、デザイン等] 【注意事項】 ア 実績報告時に、委託内容を指示した要求仕様書が必要です。 イ 1件あたりの単価が税抜100万円以上の経費については、原則2者以上の見積書（項目ごとに内訳があり、価格の妥当性が評価できるもの）が必要です。 ※1件あたり単価が税抜100万円未満の場合は申請時に見積不要</p> <p>2 共同研究に要する経費 共同研究契約により共同研究を実施するために要する経費 [例：大学、試験研究機関との間で共通の課題について分担して行う開発]</p> <p>3 外部（専門家）の技術指導を受ける場合に要する経費 [例：謝金等] 【注意事項】 ア 各回の指導報告書の提出が必要です。 イ 技術開発要素を伴わない指導は助成対象となりません。</p> <p>4 規格等の認証・登録に要する経費 技術・製品等の実用化に必要な規格・認証の取得に要する経費 [例：消防法で定められた防災性能確認審査に要する手数料やフェーズフリー認証に必要な審査料等]</p> <hr/> <p>助成対象とならない経費の例 ア 委託業務の全て又は主要な部分を第三者に再委託する経費 イ 要求仕様書で示した仕様が満たされたことが書面で確認できない場合 ウ 共同研究先が負担する経費 エ マーケティング、モニター等調査費 オ 維持審査料、認証継続費用 カ 規格・認証の取得が確認できない経費 キ 人材派遣に係る経費</p>
産業財産権 出願・導入費	<p>1 開発・改良した実用化製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費</p> <p>2 特許・実用新案等（出願、登録、公告され存続しているもの）を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む）を受けるために要する経費</p> <hr/> <p>助成対象とならない経費の例 出願に関する調査、審査請求、登録に係る経費</p>

経費区分	内 容
直接人件費	<p>事業に従事する者に係る人件費</p> <p>ア 助成対象は、<u>ソフトウェアの開発・改良に係る工程及びソフトウェア以外の開発・改良における設計工程に直接従事する時間のみ</u>助成対象となります。</p> <p>イ 助成金交付申請額は、500万円が上限（助成対象期間中の総額）です。</p> <p>ウ 助成対象となるのは、助成事業者の役員及び直接雇用の従業員のうち、状態として当該開発・改良に従事し、助成事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている方です。</p> <p>※報告時に登記簿謄本（役員）、雇用保険被保険者証等の提出が必要</p> <p>エ 時間給の単価は、31頁「補足 人件費単価一覧表」を適用します。</p> <p>オ 従事時間の上限は、1人につき1日8時間、年間1,800時間とします。</p> <p>カ 当月助成対象経費（時間給×当月従事時間）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が助成対象経費の上限となります。</p> <p>キ 採択後に、就業規則と賃金規程の提出が必要となります。</p> <p>ク 報告時には、従事者別の作業日報と賃金台帳の提出が必要です。</p>
	<p>助成対象とならない経費の例</p> <p>ア 開発・改良に直接的に関係のない業務（資料収集、研修、調査等）</p> <p>イ ソフトウェア以外の開発・改良で、設計を除く工程に係る場合</p> <p>ウ 給与・報酬等の支払実績が確認できない場合</p> <p>エ 給与の支払いが振込以外の場合（現金支給は助成対象外）</p> <p>オ 就業規則等に定められた所定労働時間外を超えて行われる時間外労働（超過勤務）※役員も準ずる</p> <p>カ 休日労働（就業規則等に定められた休日に労働した時間）※役員も準ずる</p> <p>キ 個人事業者の自らに対する報酬</p>

(2) 普及促進フェーズ

① 先導的ユーザーへの導入費用助成

先導的ユーザーへ導入する実用化製品等の製作及びカスタマイズに係る経費

経費区分	内 容
原材料・副資材費	<p>実用化製品等の先導的ユーザーへの導入において、当該実用化製品等の構成部分に直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費</p> <p>【注意事項】</p> <p>☞ 9 頁「原材料・副資材費」を参照</p>
	<p>助成対象とならない経費の例</p> <p>ア 不特定多数のユーザーへの販売に要する経費</p> <p>イ <u>更なる開発・改良に要する経費</u></p>
機械装置・工具器具費	<p>実用化製品等の先導的ユーザーへの導入において、直接使用する機械装置・工具器具等の<u>リース、レンタル</u>及び製品等の据付に要する経費</p> <p>[例：カスタマイズ専用の高性能パソコン、サーバ等のリースやレンタル、ソフトウェアのライセンス料、クラウドサービス利用料等]</p>
	<p>助成対象とならない経費の例</p> <p>ア リース、レンタルについて、助成対象期間外の期間に係る経費</p> <p>イ <u>購入に係る経費</u></p>
委託費	<p>実用化製品等の先導的ユーザーへの導入において、自社内で直接実施することができないものを外部事業者等へ委託する場合に要する経費</p> <p>【注意事項】</p> <p>☞ 10 頁「委託費」の「1」を参照</p>
	<p>助成対象とならない経費の例</p> <p>ア 委託業務の全て又は主要な部分を第三者に再委託する経費</p> <p>イ 要求仕様書で示した仕様が満たされたことが書面で確認できない場合</p> <p>ウ 共同研究先が負担する経費</p> <p>エ マーケティング、モニター等調査費</p> <p>オ 維持審査料、認証継続費用</p> <p>カ 規格・認証の取得が確認できない経費</p> <p>キ 人材派遣に係る経費</p>
直接人件費	<p>先導的ユーザーへ導入するための実用化製品等のカスタマイズに係る人件費</p> <p>※ 助成上限額：200 万円</p> <p>※ 助成対象は、ソフトウェアのカスタマイズに係る工程及びソフトウェア以外のカスタマイズにおける設計工程に直接従事する時間のみの助成対象となります。</p> <p>【注意事項】</p> <p>☞ 11 頁「直接人件費」を参照</p>

ア 先導的ユーザーへの導入費用の助成上限額

「展示会出展・広告費」の助成額が 50 万円未満のとき	200 万円
「展示会出展・広告費」の助成額が 50 万円以上のとき ※特例	300 万円

※ 「展示会出展・広告費助成」の助成額が 50 万円以上の場合、「普及促進フェーズ」の助成上限額の 350 万円から「展示会出展・広告費助成額」を差し引いた額が上限額となります。

(例)「展示会出展・広告費助成」の助成額が 60 万円の上限
 $350 \text{ 万円} - 60 \text{ 万円} = 290 \text{ 万円}$

イ 先導的ユーザーへの導入において売上有る場合の助成額は、次の①②のうち、金額の低い方となります。

- ① 助成額 = 助成対象経費 × 1/2 (助成率)
- ② 助成額 = 助成対象経費 - 売上

【注意事項】

ア 助成対象となる経費は、「先導的ユーザーへ導入するための実用化製品等の製作に係る経費」及び「実用化製品等の先導的ユーザーへの導入のために個別に要するカスタマイズ経費」であり、実用化製品等の更なる開発・改良のための経費は対象外となります。

イ 先導的ユーザーへ期間内の納入実績がない場合は対象外となります。

② 展示会出展・広告費

実用化製品等の展示会出展・広告に係る経費

経費区分	内 容
展示会出展費 (出展小間料)	<p>実用化製品等を展示会等に出展するための出展小間料 (オンライン展示会を含む)</p> <p>【注意事項】</p> <p>ア 出展小間内に助成事業の実用化製品以外の製品等を展示する場合は、本助成事業の実用化製品等の展示面積に応じて按分します。</p> <p>イ <u>オンライン展示会では、助成事業の実用化製品のみを展示を対象とします。</u></p> <p>※ <u>オンライン展示会に関する出展小間料の助成上限額は 20 万円</u>です。</p>
	<p>助成対象とならない経費の例</p> <p>ア 特定の顧客 (会員等) のみが対象の展示会、自社主催の展示会等への出展</p> <p>イ 小間内に自社名 (又は自社ブランド名) が掲示されていない場合</p> <p>ウ オンライン展示会で助成事業の実用化製品以外の展示があった場合</p> <p>エ 出展に係る装飾費、資材費、運送費等、出展小間料以外の経費</p>

経費区分	内 容				
広告費	<p>実用化製品等を広報するための以下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の製作に要する経費（製品カタログ、パンフレット、チラシ、リーフレット、ポスター、PR映像） 2 広告の掲載に要する経費（新聞、雑誌） 3 プレスリリース配信サービスの利用に要する経費 <p>【注意事項】</p> <p>ア 助成事業の実用化製品以外の製品等を掲載している場合は、本助成事業の実用化製品等の掲載面積に応じて按分します。</p> <p>イ 代理店を介した契約ではない必要があります。</p> <p>ウ 新聞・雑誌への掲載広告には助成事業者名が記載されている必要があります。</p> <p>※ 印刷物制作費の助成上限額は 40 万円です。</p> <p>※ PR 映像制作費の助成上限額は 30 万円です。</p>				
	<p>助成対象とならない経費の例</p> <p>ア 名刺、商品タグ、紙袋、クリアホルダー、カレンダー、手帳、グループ企業を含む他社の会社案内、記念品等の作成費用等</p> <p>イ ダイレクトメール発送、ホームページ製作に係る経費</p> <p>ウ オンライン展示会用のコンテンツ製作に係る経費</p>				
<p>展示会出展・広告費の助成上限額</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">「先導的ユーザーへの導入費用」の助成額が 100 万円未満のとき</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">150 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">「先導的ユーザーへの導入費用」の助成額が 100 万円以上のとき ※特例</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">250 万円</td> </tr> </table>		「先導的ユーザーへの導入費用」の助成額が 100 万円未満のとき	150 万円	「先導的ユーザーへの導入費用」の助成額が 100 万円以上のとき ※特例	250 万円
「先導的ユーザーへの導入費用」の助成額が 100 万円未満のとき	150 万円				
「先導的ユーザーへの導入費用」の助成額が 100 万円以上のとき ※特例	250 万円				
<p>※ 「先導的ユーザーへの導入費用助成」の助成額が 100 万円以上の場合、「普及促進フェーズ」の助成上限額の 350 万円から「先導的ユーザーへの導入費用助成額」を差し引いた額が上限額となります。</p> <p>（例）「先導的ユーザーへの導入費用助成」の助成額が 110 万円の上限 $350 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 240 \text{ 万円}$</p>					

6 申請から交付決定までの流れ

申請から助成金交付までの流れは下図のとおりです。なお、状況により変更する場合がありますのでご注意ください。



【スケジュール(詳細)】(交付決定以降のスケジュールについても参考に記載しています)

※スケジュールは変更になる場合がございます。

実施内容	時期・期間	内容
事前準備	電子申請を行う前までに	<ul style="list-style-type: none"> 本要項を熟読の上、下記ページにて「申請書様式」「電子申請マニュアル」をダウンロードしてください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/anzen-anshin.html
GビズIDの発行申請(未発行の方のみ)		<ul style="list-style-type: none"> 下記ページにて、法人・個人事業主向け共通認証基盤「GビズIDプライムアカウント」の取得手続きを行ってください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/
申請前エントリー	令和5年4月10日(月)～6月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 左記期間内に下記公社ホームページを確認の上、お申し込みください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/anzen-anshin.html
電子申請(Jグランツ)	令和5年6月29日(木)～7月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 18頁「7 申請方法(3) 申請に必要な書類」を全て揃えてJグランツの公社指定の申請フォームからアップロードしてください。 ※アクセスの集中により申請手続きが滞る可能性があります。十分な余裕をもって手続きを行ってください。
書類審査(一次審査)	～令和5年8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 一次審査の結果(通過・不通過)はJグランツにて通知します。通過者には、二次(面接)審査の日時を通知します。
面接審査(二次審査)	令和5年9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 面接審査は、公社が定める日時で行います。日時の変更はできかねますので、あらかじめご了承ください。
総合審査会	～令和5年10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 一次審査、二次審査を踏まえて、総合的な審査を行います。 審査結果(採択結果)は10月下旬にJグランツにて通知します。
交付決定	令和5年10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定の際に通知する助成予定額は、審査の結果、申請額から減額となることがあります。
助成事業開始	令和5年11月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ※申請時の事業計画を変更する場合は、事前に公社の承認が必要となります(正当な理由がある場合のみ認められます)。ただし、達成目標の変更はできません。
事務手続き説明会	令和5年11月上～中旬	<ul style="list-style-type: none"> 採択者向けに。本助成事業の遂行等に係る説明会を実施します。

【開発・改良フェーズ】		
助成事業開始・事前支援	令和5年11月1日～	※申請時の事業計画を変更する場合は、事前に公社の承認が必要となります(正当な理由がある場合のみ認められます)。ただし、 <u>達成目標の変更はできません</u> 。
遂行状況報告	令和5年11月1日～令和6年7月31日 (報告書の提出は令和6年8月15日まで)	【遂行状況報告時に必要となる書類】 ・報告書(公社指定様式) ・助成事業の実施内容を示す書類 ・助成事業の経理関係書類
中間検査(支援)	随時	
開発・改良フェーズ終了	～令和7年7月31日 (最長)	
実績報告	助成事業終了後から15日以内	【実績報告時に必要となる書類】 上記「遂行状況報告時に必要な書類」と同様
完了検査	実績報告書提出後	
助成金額の確定	完了検査後	・助成金の額は実績に基づくため、交付決定時の助成予定額から減額となることがあります。
助成金交付	助成金額の確定・請求書の提出から約1か月後	
【普及促進フェーズ】		
普及促進フェーズ終了(助成事業終了)	～令和8年7月31日 (最長)	
実績報告	終了後から15日以内	【実績報告時に必要となる書類】 上記「遂行状況報告時に必要な書類」と同様
完了検査	実績報告書提出後	
助成金額の確定	完了検査後	・助成金の額は実績に基づくため、交付決定時の助成予定額から減額となることがあります。
助成金交付	助成金額の確定・請求書の提出から約1か月後	

7 申請方法

(1) 申請の流れ

STEP 1 申請前エントリー	令和5年4月10日(月) ～6月28日(水)	申請の前に、左記期間内に公社ホームページを確認の上、お申込みください。
STEP 2 申請(Jグランツ)	<u>令和5年6月29日(木)</u> <u>～7月7日(金)</u>	左記期間内に公社指定の申請書に必要事項を記載の上、必要書類と合わせてJグランツからアップロードしてください。

※「GビズIDプライムアカウント」を未発行の場合は、事前に取得してください。国の審査によりID発行までに原則2週間かかるかとされていますので、余裕をもってご準備ください。

(2) 申請における留意事項

- ア 申請は、国が提供する電子申請システム(Jグランツ)でのみ受け付けます。申請者自身が、公社ページに公開する「電子申請マニュアル」に従って作業してください。持参、郵便、電子メール等、Jグランツ以外の方法による提出はお受けできません。
- イ Jグランツを利用するには、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。国の審査により発行まで時間がかかるため、余裕をもって準備してください。GビズIDに関するご不明点等は、「GビズID ヘルプデスク」へお問い合わせください。
- ウ 提出書類は、PDF形式等のファイルをアップロードしてください。ファイルは、18頁「7 申請方法(3) 申請に必要な書類」に掲げる表に示すファイル名とし、白黒印刷を行った場合でも判別できるものとしてください。なお、Jグランツにアップロード可能な1ファイルあたりの容量は16MBとなりますので、ファイル内に画像等を貼付する際はご注意ください。
- エ 提出資料に不備・不足等がある場合、Jグランツにて差戻しとなる場合があります。その場合は、申請フォーム「担当者メールアドレス」欄に記入したアドレスに通知メールが届きます。また、公社担当者から、必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- オ 提出書類の不備や不足に対する修正資料の提出、又は公社が求める追加書類等の提出について、公社が示す期限を過ぎた場合や回答がない場合等には、審査不通過となる場合があります。
- カ 提出書類の返却や送付依頼には応じられませんので、申請者が必ず提出書類の控え及びバックアップを取って保管してください(登記簿謄本、納税証明書については採択後に確認を行う場合がありますので、必ず原本を保管しておいてください)。また、申請後の提出書類の加筆、修正等はできません。
- キ 申請についての連絡担当者は、申請事業者の代表者又は従業員に限ります。
- ク 提出書類の取得及び作成等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- ケ マイナンバーが記載された書類は受領できませんので、ご注意ください(確定申告書や開業届でマイナンバーが記載されている場合は、当該部分を黒塗りやマスキング処理等を施し、番号が判別できないようにしてご提出ください)。

(3) 申請に必要な書類

各書類は、下記に示すファイル名を付けて、PDF形式（推奨）等のファイルをアップロードしてください。

No	提出資料 ※各1部ずつご提出ください	法人	個人事業者
1	申請書（実施計画、資金計画等）【指定様式】	○	○
2	補足説明資料【様式自由：A4用紙、30頁以内】 企画書、仕様書、図面、システム構成図、フローチャート、競合製品カタログ等	▲	▲
3	改良前の製品説明書類 当該製品・技術のカタログ、仕様書、写真、試験結果等 ※「開発・改良フェーズ」において「改良」で申請する場合のみ必要 ※ 他社から製造権・販売権を得た技術・製品の場合は契約書	△	△
4	特許・実用新案等の証拠書類（特許証、特許公報類） 申請書の「13. 産業財産権」（3）（4）で「はい」と記載した場合の特許公報類 ※ 特許公報類は J-PlatPat で取得可能	△	△
5	見積書（市販品の場合は「価格表示のあるカタログ」等でも可） 1件単価100万円以上（税抜）の機械装置・工具器具費、1件単価100万円以上（税抜）の委託費について2者分以上提出 ※ 項目別内訳の記載があり、金額の算定根拠がわかるものであること ※ 1件あたり単価が税抜100万円未満の場合は申請時に見積不要	△	△
6	確定申告書【税務署へ提出した直近2期分を各1部提出すること】 ※ 税務署の受付印又は電子申告の受付通知（メール詳細）のあるもの ※ 事業開始2年未満の事業者については直近1期分で可	次の(1)～(6)の通り	
	(1) 別表一～十六	○	
	(2) 決算報告書	○	
	(3) 勘定科目内訳明細書	○	
	(4) 法人事業概況説明書（表・裏）	○	
	(5) 事業の収支内訳書 ※ 貸借対照表を含む青色申告決算書でも可		○
	(6) 受付通知（メール詳細）（電子申告した決算期の分のみ）	△	△
7	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※ 発行後3か月以内 ※ 団体の場合は、定款、組合員名簿、総会の議事録（申請等の議決）	○	
8	開業届		○
9	法人事業税及び法人都民税の納税証明書（都税事務所発行）※ ¹	○	
10	代表者の所得税納税証明書 その1（税務署発行）※ ¹ ※ 個人事業者は、個人事業税の納税証明書でも可（都税事務所発行）※ ¹		○
11	代表者の住民税の納税証明書（区市町村発行）		○
12	社歴（経歴）書（会社案内・概要でも可、個人の場合は代表者の経歴書）	○	○

○：必須提出、△：状況により必須提出、▲：任意提出

(注) <Excelでの操作>（動作環境：Windows OS、Excel 2010以降）

※¹新型コロナウイルス感染症の影響を理由に国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、「徴収（納税）猶予許可通知書」を提出してください。

※中小企業団体等及び中小企業グループによる共同申請の場合は、申請書の一部（1.申請事業者の概要、3.補助金・助成金の利用状況、4.東京都及び公社事業の利用状況、5.東京都その他団体での受賞歴、6.役員・株式名簿）と一部の書類（上記No.6～12）について参加企業全社分提出してください。

8 審査

申請時に提出された書類に基づき一次審査を行います。一次審査通過者については、二次審査を行います。その後、総合審査会を経て助成対象者を決定します。

(1) 審査の流れ

スケジュール	内容
【一次審査】 書類審査 資格審査 ～8月下旬	<ul style="list-style-type: none">提出された申請書類に基づき書面による審査を行います。審査結果は、8月下旬までにJグランツにて通知します（申請時に「担当者メールアドレス」欄に記載したメールアドレスに通知メールが届きます）。
【二次審査】 面接審査 経理審査 9月上旬	<p>・申請書類と上記で提出された必要書類に基づき、面接審査及び経理審査を行います。</p> <p>[面接審査の留意事項]</p> <p>ア 面接審査では、申請書類に基づき申請内容を説明してください。 申請書類以外の説明資料、パネル等の資料は持ち込みできません。</p> <p>イ 模型、従来製品等の参考となるサンプルは持ち込み可能です。ソフトウェアの開発の場合は、パソコン等を持ち込み可能です（プロジェクターは使用不可）。</p> <p>ウ 面接審査は、<u>令和5年9月上旬の会社が定める日時</u>で行います。日時の変更はできかねますので、あらかじめご了承ください。</p>
【総合審査会】 ～10月上旬	<ul style="list-style-type: none">一次審査、二次審査を踏まえて、総合的な審査を行います。審査結果は、10月下旬にJグランツにて通知します（申請時に「担当者メールアドレス」欄に記載したメールアドレスに通知メールが届きます）。

(2) 審査の視点

- ア 資格審査（申請要件等）
- イ 経理審査（財務内容、事業予算等）
- ウ 書類審査及び面接審査
 - ・優秀性（従来にない新しい開発、技術的・実用的に優れているなど）
 - ・実現性（開発能力、開発体制、開発計画など）
 - ・妥当性（計画全体の確実性や資金計画及び申請経費の適切性など）
 - ・普及可能性（販売戦略、競争優位性など）

(3) 審査の留意点

- ア 審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。
- イ 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- ウ 二次審査の参加者は、申請者の役員又は社員の方のみ可能です（顧問等は不可）。

9 交付決定

(1) 助成金の交付決定

助成金の交付決定とは、申請内容について審査の結果、助成対象とすることを決定したもので、申請者に「決定通知書」により通知するものです。助成金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。また、採択された場合、企業名、代表者名、申請テーマ、概要等について公表します。

(2) 事業実施期間

助成事業の実施にあたっては、申請内容及び決定通知書記載の内容に沿って、各フェーズの期間内に必ず完了させてください。

助成対象となる経費はこの期間に発注または契約、取得、実施し、支出する経費です。事業の完了が確認されない場合、助成金は交付されません。

(3) 助成予定額

交付申請に基づき算出した額で、内訳は「決定通知書別表」のとおりです。助成予定額は交付金額の上限額を示し、交付金額は事業完了後の査定によって確定され「助成金確定通知」により通知します。査定の結果、助成予定額から減額になることがあります。

(4) 必要書類（共同申請のみ）

共同申請：共同事業実施契約書（参加企業間で締結し、各企業の印鑑証明書も提出）

10 交付決定後の流れ

(1) 助成事業の実施・事前支援

交付決定時に配付する「事務の手引き」を熟読し、ルールに沿って事業を実施してください。また、交付決定後1～2か月以内に公社担当者が事業実施場所を訪問し、申請内容に沿って事務管理の説明、開発内容に関する確認等を実施する事前支援を行います。

(2) 中間報告（遂行状況報告書の提出）

中間報告の報告期間に発注又は契約、取得、実施、支払いまでが完了した経費について、支払い確認に必要な帳票類等のコピーを報告書に添付して提出してください。

※遂行状況報告書の提出期限 **令和6年8月15日**

令和6年7月末日までの遂行状況を翌日から15日以内に報告してください。

令和6年7月末日までに事業が終了する場合は報告の必要はありません。

※遂行状況報告書の提出時に、報告期間に支払が済んだ経費の計上がない場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。

(3) 完了報告（実績報告書の提出）

事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください（15日以内）。遂行

状況報告期間の翌日以降、事業終了予定日までに支払いが完了した経費について、支払確認に必要な帳票類等の写しを添付してください。

(4) 中間検査、完了検査

提出された遂行状況報告書又は実績報告書に基づき、申請書記載の事業実施場所又は公社が指定する場所で実施します。内容は、開発・改良物（試作品）、購入物等の確認、支払った経費についての確認（証拠書類などの原本照合）等となります。訪問日は、公社担当職員からご連絡の上、決定させていただきます。

(5) 助成金の額の確定

- ア 完了検査後、公社にて報告書類を確認し、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金の額を確定し、「確定通知書」により通知します。
- イ 助成金の確定は、開発・改良フェーズ、普及促進フェーズそれぞれの終了後に行うため、合計で最大2回の助成金支払いがあります。
- ウ 助成金の確定額は、経費の区分ごとにそれぞれ実際に要した助成対象経費に開発・改良フェーズは3分の2、普及フェーズは2分の1を乗じて得た額と、交付予定額を比べ、低い方の額となります。ただし、各経費の区分において千円未満は切り捨てとなります。また、対象外経費は除外されます。

(6) 助成金の交付

助成金は、助成金の額の確定後、提出された「助成金請求書(公社指定様式)」に基づき、指定の口座に振り込みます。

- ※共同申請の場合は、交付後、代表企業は速やかに参加企業に対する助成金を支払い、10日以内に参加企業別配分算出表及び参加企業の領収書、口座振込書控えの写しを提出してください。

11 助成事業の経理

(1) 関係書類の保管

助成事業に係る経理処理については、他の事業と区別して収支を記録するとともに、帳票類を保管してください。助成事業に関する書類は助成事業終了後、翌年度から5年間保管する義務があります。

(2) 経費の支払い方法

助成事業に係る経費の支払いは、**助成事業者名義の金融機関口座からの振込払い**が原則です。

- ア 法人の場合、助成事業者の役員や従業員、その他個人名義又は個人口座から振込を行った経費は助成対象外となります。
- イ 関連会社経由等、助成事業者名義の金融機関口座から直接振り込んでいない場合は助成対象外となります。

- ウ 助成対象経費の支払いとその他の取引の支払いは、混合して行わないでください。混合して支払いを行った場合は、その金額の根拠が確認できる書類とその計算内容を示した資料が必要になります。
- エ 他の取引と相殺して支払った経費は、助成対象外となります。
- オ 海外取引での外貨支払いについては、支払い時の為替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により円に換算してください。為替レートが確認できる資料等の提出が必要です。
- カ 現金、手形・小切手、クレジットカードによる支払いについては、次の条件を**全て**満たしている場合のみ助成対象となります(電子マネーによる支払等は対象となりません)。

支払い方法	認められる条件
現金	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由により、振込による支払が困難であること ・総額 10 万円未満(税込)の支払であること ・支払先発行の領収書が提出できること ・その他、公社の要求する経費の妥当性の確認に必要な証憑書類を提出できること
手形・小切手	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中の決済が当座勘定照合表で確認できること ・自社発行(振出)であること
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日及び銀行口座からの代金引き落としが助成対象期間内に確認できること ・支払方法がリボ払い、分割払いでの決済でないこと ・助成事業者のカード(法人の場合は当該法人名義のカード)であり、助成事業者名義の金融機関口座からの引き落としが確認できること(代表者のカードや社員のカードによる立て替えは対象外) ・購入時にポイントを取得・利用した場合は、取得・利用したポイントあるいは還元率について記載された資料が提出できること <p>※ 支払時にポイントを取得・利用した場合のポイント相当分は、助成対象外となります</p>

12 報告書類

助成事業の報告には報告書(公社指定様式)、技術文書、帳票類、その内容を示す文書の提出が必要になります。

(1) 報告書

ア 遂行状況・実績報告書

- ・遂行状況報告書の記入項目に沿って、助成事業開始から中間報告までの概要、事業実施の経過や経費の支出状況、現状と問題点を記入してください。
- ・実績報告書の記入項目に沿って、中間報告後から完了報告前までの実施内容や事業の成果、産業財産権の出願の有無、資産表等を記入してください。事業の成果の欄には、申請書の達成目標の項目ごとに、①達成度、②経過、③達成の根拠となる技術文書を関連付けて記入してください。

イ 支払総括表

各経費の支払金額の合計表であり、中間・完了報告ごとに作成する必要があります。

ウ 経費区分別支払明細表

・経費ごとに取り引した実績の詳細を記載します。各経費分作成してください。

※原材料・副資材費について、購入した原材料等に未使用分がある場合は、その数量をカッコ書きで記載してください。未使用分は助成対象経費に含めないでください。

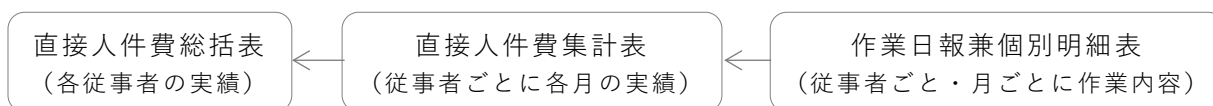
(2) 開発・改良内容に関する技術文書

申請書に記載した達成目標の達成状況・結果を具体的に証明する文書（仕様書、試験報告書、設計書、図面、写真、動画、ソースコード、マニュアル等）を提出してください。

(3) 直接人件費に関する報告書

直接人件費を計上する場合は、直接人件費総括表、直接人件費集計表、作業日報兼個別明細表を提出してください。また、作業内容を証明する書類として、ソフトウェア以外の設計工程の場合は要件定義書や設計書等、ソフトウェア開発工程の場合には要件定義書や設計書、ソースコード、試験報告書等の提出も必要になります。

※自社で作成した技術文書（仕様書、試験報告書、設計書、図面、写真、動画、ソースコード、マニュアル等）は、直接人件費の成果物とみなすことができる場合があります。



(4) 帳票類

No	帳票	必要事項
1	見積書	30万円未満(税込)は省略可 仕様・単価・数量がわかるもの ※相手方の押印が無く、記名(署名)のみの見積書を提出する場合は、書類発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。
2	契約書	30万円未満(税込)は省略可(金額にかかわらず委託費については契約書が必須) 発注書・発注請書のセットでも可 仕様・単価・数量・支払方法等がわかるもの 当事者双方の押印(社判又は代表者印)があるもの ※注文書と請書のセットの場合は、発行権者の自署でも可能です。ただし、書類発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。
3	納品書	納品日、納品物件、数量がわかるもの 業務委託の場合、報告書、業務完了届等契約の履行が確認できること
4	請求書	宛先(助成事業者名)、請求日、請求内容(仕様、単価、数量)、請求金額、支払方法(振込先等)がわかるもの ※相手方の押印が無く、記名(署名)のみの請求書を提出する場合は、書類発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。
5	振込控	1 金融機関の窓口による振込の場合 金融機関の取扱日付、領収印のある振込票(控え) 2 ATM(現金自動預払機)による振込の場合 振込控 3 インターネットバンキングによる振込の場合 振込処理完了画面のハードコピー(振込先の口座名・口座番号・日時等の取引履歴が記載されたもの)
6	通帳又は 当座勘定 照合表	1 インターネットバンキングによる振込の場合 通帳又は当座勘定照合表の提出が必要 ※通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合は、 インターネット等でダウンロード可能な入出金表
7	領収書	1 現金払いの場合(振込による支払が困難な場合で、総額10万円未満) ※あて先、領収金額、消費税額、領収日、発行者名、印、所在地、 購入品等の内容が明記されているもの ※消費税の確認ができない場合は、支払額から消費税相当額を除いた額 を助成対象とする 2 所得税の源泉徴収を行った場合 ※金融機関の領収印のある領収証書 ※国税電子申告・納税システム(e-Tax)の場合は、受信通知「メール 詳細(納付区分番号通知)」を印刷し提出

※その他、必要な書類の提出を求めることがあります。

(5) 内容を示す文書

No	経費区分	内容を示す文書
1	原材料・副資材費	<ol style="list-style-type: none"> 1 購入品のカタログ等（標準的な価格の分かるもの） 2 写真等（仕損じ品や液体等、保管が困難な場合の代用として） ※受払簿の提出を求める場合があります
2	機械装置・工具器具費	<ol style="list-style-type: none"> 1 購入品のカタログ等（標準的な価格の分かるもの） 2 1件あたりの単価が税抜50万円以上の場合は、公社配布のステッカーを貼った写真
3	委託費	<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託契約書の写し 当事者双方の代表者印が押印されていること 2 仕様書、函面等の委託内容を示す文書（要求仕様） 3 委託の完了・成果が確認できる文書（納品物） 仕様書、設計書、試験報告書、ソースコード、完了報告書等 ・経過等が詳細に記載されていること ・委託先及び担当者名が記載されていること 4 1件あたりの単価が税抜50万円以上の場合は、公社配布のステッカーを貼った成果物の写真（試験・評価レポート等は除く）
		<p>【共同研究の契約の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究開発委託契約書の写し 2 委託契約の完了・成果が確認できる報告書
		<p>【外部専門家の技術指導を受ける場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の項目の記載がある契約書 指導場所、指導期間、延べ指導時間数、単価、総契約金額、指導の内容、指導者名 2 指導者の略歴が明記されているもの 3 指導報告書 指導1回ごとに指導日・受講者・指導内容が詳細に記載され、指導者の押印又はサインがあるもの 4 所得税の源泉徴収を行った場合には、金融機関の領収印のある領収書
4	産業財産権出願・導入費	<p>[出願経費の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特許庁の受領書 2 特許事務所等の有資格者に依頼した内容がわかる書類 3 出願内容の要旨 4 (外国出願のみ)相手国へ提出した翻訳文(要点を日本語訳で添付)

No	経費区分	内容を示す文書
5	直接人件費	1 雇用保険被保険者証（申請企業の従業員であることの確認） 登記簿謄本（役員の場合） 2 就業規則（正規の就業時間、休日、賃金支給日等の確認） ※従業員数が10人未満でも就業規則の提出は必要 3 賃金台帳（賃金月額等の確認） 4 作業日報記載の作業について成果物・資料等の作業を証明するもの [例：基本設計書・詳細設計書、機能一覧、プログラムのリスト、 計画表・作業工程表、ソースコード、テスト報告書、マニュアル]
6	展示会出展費	1 出展案内 2 申込書 3 配布されているガイドブック、会場案内図（オンライン展示会の場合は該当画面のハードコピー） 4 開催時の写真複数枚（オンライン展示会の場合は該当画面のハードコピー）
7	広告費	1 製品カタログ・パンフレットを作成した場合 ① 現物 ② 仕様がわかるもの
		2 PR映像を作成した場合 ① 仕様書 ② 作成した映像のデータ
		3 新聞・雑誌への広告掲載、プレスリリースサービスへ配信依頼を行った場合 ① 掲載要領 ② 現物、掲載画面のハードコピー

（6）その他必要書類

<先導的ユーザーへの導入費用助成を受ける場合>

No	経費区分	内容を示す文書
1	無償・有償 共通	1 先導的ユーザーと交わした契約書 2 先導的ユーザーからの受取書 3 先導的ユーザーへの製品の納品状況がわかる写真を3枚程度 4 仕様書
2	有償で納品した 場合	1 自社から先導的ユーザー宛に発行した請求書の写し 2 自社の普通預金通帳または当座勘定照合表

13 事業計画の変更・中止

申請書に記載された内容を変更・中止するときは、事前に所定の手続きを行い、公社から承認を得る必要があります。ただし、正当な理由がないと判断された場合は、承認されません。公社の承認を得ずに変更等を行った場合は、助成対象外となります。

- ・助成事業の内容を著しく変更しようとするとき

例 委託先の変更や追加、委託内容の大幅な変更、及び事業終了予定日の変更（早まる場合を除く）、事業実施場所の変更等

※達成目標の変更はできません。

- ・助成事業の経費区分ごとの配分額 20%を超えて変更しようとするとき
- ・代表者等（名称、所在地、代表者名）の変更又は新会社等の設立等をしたとき
- ・助成事業を中止（廃止）しようとするとき

14 事業の完了（達成目標の達成）

本助成事業は、事業計画の遂行及び申請書に記載された目標の達成を公社が確認することで、事業の完了とすることができます。

（1）達成目標の重要性

- ・達成目標の全ての内容について達成したことを公社が確認できなかった場合は、事業完了とならず、助成金は交付されません。
- ・申請書提出後、達成目標の変更はできません。
- ・達成目標は審査・検査の評価要素であるため、第三者がその内容を客観的に確認できるように記入してください。

以上、十分に検討の上、申請書に記入してください。

（2）開発・改良数量の留意点

本助成事業では、達成目標の達成に直接必要で最小限の経費のみが助成対象となります。

- ・1台で達成目標を全て確認可能であれば、1台に係る経費のみが助成対象となります。
- ・複数製作する必要がある場合は、その理由を申請書に記入してください。

※複数製作の場合には、報告時に開発・改良過程（仕様、写真等）、結果（試験内容、試験結果等）を記入してください。審査・検査時に数量の必要性を確認できる場合には、助成対象とすることが可能ですが、確認できない場合は助成対象外となります。

15 事業完了後の注意事項

(1) 販売可能な時期

助成事業の成果を活用した製品の販売（営業行為を含む）は、開発・改良フェーズの完了後（完了検査の翌日）から可能です。完了前に販売した場合は、助成金は一切支払われませんのでご注意ください。ただし、販売を行わない案内（メディア取材対応、見込み顧客への製品紹介、展示会での紹介）は認められる場合があります。

(2) 公社職員による調査

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(3) 企業化状況報告書の提出

- ア 助成事業者は助成事業の成果を活かし、事業化に努めてください。
- イ 助成事業の完了した年度の翌々年度から5年間、助成事業に係る事業化の実施状況について報告書を提出していただきます。
- ウ 助成事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権等を助成事業完了年度又は助成事業完了年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、企業化状況報告書にその旨を記載してください。

(4) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類は助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。

(5) 財産の管理及び処分

- ア 助成事業により取得し、又は効用の増加した設備（機械装置、工具器具その他備品をいう。以下に同じ。）、開発・改良物（試作品）及びその他成果物（以下、「財産」という。）について、その管理状況を明らかにし、かつ、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年経過する日まで保存しなければなりません。財産（設備及びその他成果物については、取得価格又は増加価格が50万円以上（税抜）のものに限る）については、実績報告書に記載するとともに、公社配布のステッカーを貼って管理してください。また、この期間内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出して公社の承認を受ける必要があります。財産は、助成事業のために取得するものであって、他の用途に使用することはできません。
- イ 助成事業により取得した財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。
- ウ 財産処分を行った際に、助成金額の一部を納付していただく場合があります（納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします）。

ただし、助成事業者が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、設備（取得価格又は増加価格が50万円以上（税抜）のものに限る。）及び開発・改良物を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、あらかじめ財産処分生産転用申請書を提出して公社の承認を受けることで、納付義務が免除されます。※事由が生じた場合は、公社へお問い合わせください。必要な様式をお送りします。

16 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、委託先の事業者その他助成事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む）。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (7) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。
- (8) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- (9) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- (10) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- (11) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき。

※不正行為に対しては、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください

補足 人件費単価一覧表

- ア 下表の報酬月額欄により、当該従事者が該当する単価を使用してください。
- イ 報酬月額は（給与等）、基本給＋諸手当（賞与を除く）で算出してください。
各月の社員別給与明細の総支給額欄又は支給合計額になります（旅費交通費、立替金の精算など給与以外のものは除く）。
- ウ 人件費単価は、遂行状況報告または実績報告期間の各月の最も低い総支給額を基に算出されます。
- エ 実際に支払った給与等明細を証明する書類の提出が必要になります。

単位：円

報酬月額（給与等）	人件費単価（時給）
円以上 ～130,000 円未満	1,030
130,000～138,000	1,090
138,000～146,000	1,160
146,000～155,000	1,230
155,000～165,000	1,310
165,000～175,000	1,390
175,000～185,000	1,470
185,000～195,000	1,550
195,000～210,000	1,640
210,000～230,000	1,800
230,000～250,000	1,960
250,000～270,000	2,130
270,000～290,000	2,290
290,000～310,000	2,460
310,000～330,000	2,620
330,000～350,000	2,780
350,000～370,000	2,950
370,000～395,000	3,110
395,000～425,000	3,360
425,000～455,000	3,610
455,000～485,000	3,850
485,000～515,000	4,100
515,000～545,000	4,340
545,000～575,000	4,590
575,000～605,000	4,840
605,000～	5,080

補足 日本標準産業分類表

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業(設備工事業を除く)
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 ハルブ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	情報サービス業
	390 管理、補助的経済活動を行う事業所
	ソフトウェア業
	3911 受託開発ソフトウェア業
	391 3912 組込みソフトウェア業
	3913 パッケージソフトウェア業
	3914 ゲームソフトウェア業
	情報処理・提供サービス
	3921 情報処理サービス業
	392 3922 情報提供サービス業
	3923 市場調査・世論調査・社会調査業
	3929 その他の情報処理・提供サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	映像・音声・文字情報制作業
410 管理、補助的経済活動を行う事業所	
411 映像情報制作・配給業	
412 音声情報制作業	
413 新聞業	
414 出版業	
415 広告制作業	
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	

■業種区分

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ※1	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業 ※2	5000万円以下又は100人以下
小売業(飲食業を含む)	5000万円以下又は50人以下

※1 「ゴム製品製造業」の一部は、3億円以下又は900人以下
 ※2 「391ソフトウェア業及び3921情報処理サービス業」は、3億円以下又は300人以下。「75宿泊業」のうち旅館業は、5,000万円以下又は200人以下

大分類	中分類	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	
	43 道路旅客運送業	
	44 道路貨物運送業	
	45 水運業	
	46 航空運輸業	
	47 倉庫業	
	48 運輸に附帯するサービス業	
	49 郵便業(信書便事業を含む)	
	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
52 飲食料品卸売業		
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
54 機械器具卸売業		
55 その他の卸売業		
56 各種商品小売業		
57 織物・衣服・身の回り品小売業		
58 飲食料品小売業		
59 機械器具小売業		
60 その他の小売業		
J 金融業、保険業	61 無店舗小売業	
	62 銀行業	
	63 協同組織金融業	
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
	65 金融商品取引業、商品先物取引業	
	66 補助的金融業等	
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業
		不動産賃貸業・管理業
		690 管理、補助的経済活動を行う事業所
691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)		
692 貸家業、貸間業		
693 駐車場業		
694 不動産管理業		
70 物品賃貸業		
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	
	73 広告業	
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	
	76 飲食店	
N 生活関連サービス業、娯楽業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
O 教育、学習支援業	79 その他の生活関連サービス業	
	80 娯楽業	
P 医療、福祉	81 学校教育	
	82 その他の教育、学習支援業	
Q 複合サービス事業	83 医療業	
	84 保健衛生	
R サービス業	85 社会保険・社会福祉・介護事業	
	86 郵便局	
	87 協同組合(他に分類されないもの)	
	88 廃棄物処理業	
	89 自動車整備業	
	90 機械等修理業(別掲を除く)	
	91 職業紹介・労働者派遣業	
	92 その他の事業サービス業	
	93 政治・経済・文化団体	
	94 宗教	
95 その他のサービス業		
96 外国公務		
S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務	
	98 地方公務	
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。下記ホームページをご参照ください。
<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>
 政府統計の総合窓口(e-Stat) (<https://www.e-stat.go.jp/>)

複数事業を行っている場合の考え方については、下記ホームページをご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/cont.act.htm#A4
 総務省「日本標準産業分類に関するお問合せについて」

補足 よくあるご質問

1 申請について

Q 1 他の公的機関の助成金と同一テーマで重複して申請することは可能か。

他の公的機関の助成金（ものづくり補助金等）とは、併願申請は可能です。しかし、同一テーマで他の公的機関と二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、一方を辞退していただきます。

Q 2 公社の他の助成事業と同一テーマで申請することは可能か。

公社の他の助成事業との併願申請は不可です。どちらか一方のみを申請してください。

Q 3 前年度に別のテーマで採択され、助成事業の実施中です。前年度分のテーマが完了前に申請することは可能か。

テーマが別であれば、助成事業実施中でも申請可能です。

Q 4 決算月の都合で、申請に必要な直近の確定申告書類が手元にない。

直近の確定申告書類が間に合わない場合、前期と前々期の確定申告書類を提出してください。

Q 5 決算期の変更により決算の対象期間が12か月に満たない場合はどうすればよいか。

合計24か月が含まれる分の確定申告書（3期以上）を提出してください。

Q 6 法人成りをしてから1年を経たおらず、確定申告書類を提出できない場合はどうすればよいか。

代表者の直近の源泉徴収票又は代表者の直近の所得税納税証明書（その2）、資金繰り表、個人事業の開業届、直近の確定申告書の提出予定日報告書（様式自由）を提出してください。なお、法人成りの場合は、基準日時点で個人事業の開業から通算して1年間、都内で実質的に事業を行っていることが必要です。

2 助成対象について

Q 7 ファブレス（製造設備を持たない）企業でも申請が可能か。

申請は可能です。ただし、例えば仕様策定やテスト等の開発の主要な部分は自社で行うことが要件です。

3 開発実施場所について

Q 8 開発実施場所に他社を記載してもよいか。

申請者の事業所に限ります。委託先を含め他社を開発実施場所とすることはできません。

Q 9 開発実施場所は、他県でも構わないか。

「原則として東京都内」であり、「公社が購入物品・成果物等を確認できること」が要件です。首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）であれば概ね申請可能です。

4 助成対象経費について

Q 10 達成目標が達成できなかった場合、途中までかかった経費は支払われるか。

達成目標が達成されなかった場合は、それまでかかった経費は支払われません。助成事業の完了は、達成目標を達成することが条件になります。完了検査にて達成目標の達成と経費関係書類の確認ができた場合に助成事業完了となります。

Q 11 申請前に支払った経費は対象になるか。

助成対象期間内に契約、取得、支払が完了した経費が対象です。交付決定は10月下旬を予定しており、11月1日以降に契約、取得、支払いが完了した経費が対象となります。

Q 12 レンタルサーバ代、クラウドサービス利用料は、対象経費になるのか。

対象経費となります。助成事業のために利用する費用であって、助成対象期間内に発注又は契約、取得、支払が発生した経費が対象です。機械装置・工具器具費に計上してください。

Q 13 機械装置・工具器具費、委託費の見積もりは1社分のみでよいか。

1件100万円(税抜)以上の機械装置・工具器具費、委託費であれば、申請時に見積もり2社(者)分の提出が必要になります。「1社(者)しか生産していない」、「販売先が1社(者)に限られている」といった業界・商慣習等に起因した、やむを得ない理由がある場合のみ、1社(者)分でも構いません。ただし、その理由を申請書に記載してください。「過去に取引実績があるため」等の理由では認められませんのでご注意ください。

Q 14 調達予定である物品等の仕様が決まってない場合は、「未定」と記載すればよいか。

「未定」とは記載せず、申請時点で想定される仕様を記入してください。

5 申請要件について

Q 15 どんな会社が助成対象となるか。

中小企業基本法上の会社とは、会社法上の会社を指し、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社等を指すものとします。

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、有限責任事業組合(LLP)等は助成対象外となります。

6 その他

Q16 普及促進フェーズの開始はいつからか。また、実用化した製品等の販売開始はいつから可能か。

開発・改良フェーズの完了後（完了検査の翌日）から、普及促進フェーズの開始となります。また、この日から実用化した製品等の販売が可能です。ただし、開発・改良した試作品自体は、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存義務がありますので、保存義務が終了するまでは販売できません。

Q17 開発・改良フェーズの完了検査日の前に、メディア等の取材対応や見込顧客への製品紹介を行ってもよいか。

販売を行わなければ可能です。なお、メディア等への紹介の際には、「安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業に採択された」という表現を使用し、「認定を受けた」「認証を受けた」等の誤解しやすい表現は用いないよう注意してください。

■本助成事業の取り組み

公社では東京都の中小企業の優れた製品・技術を都市の防災力向上に役立てることを目的として平成 26 年から先進的防災技術実用化支援事業をスタートしました。令和 4 年度で本事業が終了するまでに支援した製品・技術は延べ 229 件にのぼり、いくつもの製品・サービスが誕生しました。

公社ではこれらの製品・サービスの普及促進を図るため、様々な P R 活動を行っています。令和 5 年度から生まれ変わった安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業においても引き続きこの P R 活動を行ってまいります。

実用化事例集「都市防災力向上に貢献する防災製品カタログ」を作成・配布し製品 P R を支援



実用化に成功し、市場投入されている製品の紹介冊子を作成し、都内自治体や関係団体へ配布しています。今後は安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業で実用化した製品も追加し、充実を図ってまいります。

東京ビッグサイトにおける危機管理産業展への大規模パビリオン出展



採択製品の P R のため、危機管理産業展に出展しています。令和 4 年度では、採択企業の 32 社が公社パビリオンに参加し、新聞メディアにも取り上げられ、ビジネス拡大につなげることができました。

■本助成事業を 1 社でも多くご利用いただくために……

公社では、1 社でも多くの方に「安全・安心」をテーマとする製品や技術の開発・改良に取り組んでいただくため、目的別に下記の支援も実施しています。

知る
参入する

普及啓発セミナー

対象分野ごとに業界動向や開発・改良のヒント、事業者の声を発信します。

ポータルサイト

助成金の概要やスケジュール等の案内、東京都をはじめ国や自治体等の各種支援情報、「安全・安心」をテーマとする分野の業界動向、優れた技術・製品等を随時、情報発信していきます。

プロジェクト企画
事業計画策定

専門家派遣

「安全・安心」をテーマとする製品や技術の開発・改良に取り組む事業者を対象に、個別課題(企画・構想の策定、事業計画策定支援等)の解決を支援する専門家を派遣します(無料、最大 8 回まで) ※随時、実施。予算がなくなり次第終了となります。